

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和8年11月5日を以って満了となるため、農業委員会等に関する法律に基づき、次のとおり次期委員を募集します。

【応募期間】 6月1日（月）～ 6月30日（火）※当日消印有効

【応募資格】・原則として村内に住所を有する者

・他の法律等で兼職が禁じられていない者

・農業委員会等に関する法律第8条第4項に該当しない者

※法改正により、農家以外の方も農業に対する熱意と識見があれば農業委員になることができるようになりました。

【応募方法】・個人または法人、団体からの推薦

・個人での応募

※規程の用紙に必要事項を記入のうえ、役場産業課に提出してください。推薦または応募に必要な規程の用紙は産業課で配布します。村ホームページにも掲載します。

【定 数】・農業委員 14人

・農地利用最適化推進委員 3人

【任 期】 3年（令和8年11月6日～令和11年11月5日）

【任命の方法】①農業委員

評価委員会で選考後、村議会で同意を得て村長が任命します。

②農地利用最適化推進委員

評価委員会で選考後、農業委員会が委嘱します。

【業務内容】①農業委員

農地法等に基づく許認可業務のほかに、農地の利用促進（農地の集約化、耕作放棄地の発生防止・調査・解消等）等の業務です。

②農地利用最適化推進委員

担い手への農地の集積を推進する活動（貸し手や借りての掘り起し等）、遊休農地の発生防止・解消に向けた活動、農地の移動についての意見の提出等の業務です。

【報 酬】 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく額

【公 表】 推薦・応募された内容については、募集期間の中間時と期間終了後に住所、連絡先以外の内容を村ホームページに公表します。

【問い合わせ先】 筑北村産業課・筑北村農業委員会事務局

電 話 66-2111

メール sangyou@vill.chikuhoku.lg.jp